

## IV 速度超過のケースと関連する法令等

A教諭は、連休を利用して家族旅行に自動車で出かけ、法定速度時速50kmの国道を時速90kmで走行し、自動速度取締機に検知され、道路交通法第22条違反により検挙された。

処分を恐れてA教諭は校長に報告していなかったが、運転免許停止処分になっていたことが同僚にわかり、同僚から管理職に伝わってしまった。

管理職がA教諭に確認したところ、検挙された事実を認め、校長に速やかに事情が報告されていなかった事実が明らかになった。

### (1) ポイントを整理してみましょう！

- ◇公務員の交通安全に対する意識を問われている中、より安全運転に徹すべきなのに、交通三悪の1つのスピード違反をしている。
- ◇死亡事故にもつながりかねない大幅なスピード違反をしている。
- ◇背景には、事故さえ起こさなければ大丈夫だろうという安易な考えがある。
- ◇本来、校長に報告すべき検挙の事実を報告できていない。

### (2) どのような責任が問われる可能性があるのでしょうか？

◇身分上の責任 減給又は戒告

(参考) 隠ぺいしようとしたと判断された場合は、報告義務違反として停職の可能性もある。

◇行政上の責任 30日間の運転免許停止処分 (過去3年間処分歴なしの場合)

(参考) 運転免許証の違反点数：6点

◇刑事上の責任 道路交通法違反により懲役又は罰金

(参考) 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金。

### (3) 関連する法令等にはどのようなものがあるのでしょうか？

◇地方公務員法第32条、第33条 (前出)

◇道路交通法

(最高速度)

第22条 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

(無免許運転の禁止)

第64条 何人も、第84条第1項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで (第90条第5項、第103条第1項若しくは第4項、第103条の2第1項、第104条の2の3第1項又は同条第3項において準用する第103条第4項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。)、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

(罰則)

第117条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

2 法令の規定による運転の免許を受けている者 (第107条の2の規定により国際運転免許証等で自動車等を運転することができることとされている者を含む。) でなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けないで (法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。) 又は国際運転免許証等を所持しないで (第88条第1項第二号から第四号までのいずれかに該当している場合、又は本邦に上陸した日から起算して滞在期間が1年を超えている場合を含む。) 運

転した者

第118条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

1 第22条（最高速度）の規定の違反となるような行為をした者

◇道路交通法施行令  
（最高速度）

第11条 法第22条第1項の政令で定める最高速度（以下この条、次条及び第27条において「最高速度」という。）のうち、自動車及び原動機付自転車が高速自動車国道の本線車道（第27条の2に規定する本線車道を除く。次条第3項において同じ。）以外の道路を通行する場合の最高速度は、自動車にあつては60キロメートル毎時、原動機付自転車にあつては30キロメートル毎時とする。

◇徳島県立学校規則（事務局・教育機関職員については徳島県教育委員会職員服務規則第31条の2）  
（事故その他の事案の報告）  
第35条の2

2 次の各号のいずれかに該当する事故その他の事案が発生したときは、校長は、速やかにその事情を文書をもって委員会に報告しなければならない。

五 職員の職員に係る交通事故が発生したとき。

六 職員が重大な交通違反により検挙されたとき。

3 職員は、次の各号のいずれかに該当する事故その他の事案が発生したときは、速やかにその事情を校長に報告しなければならない。

二 交通事故が発生したとき。

三 交通違反により検挙されたとき。

◇教職員の懲戒処分の指針（標準的な処分量定）

(4) 対応策について検討してみましょう！

◇違反や事故をしたときは、速やかに上司に報告することを徹底する。

◇校長又は教育委員会に報告すべき違反や事故について、規則を確認する。

◇所管の教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。

◇旅行や出張など、自動車を運転するときは、時間的なゆとりを持って出かけ、決して無謀な運転をしないようにする。

◇交通安全宣言文に全教職員が署名し、児童生徒に対して交通安全教育を行う立場にあることの自覚する。

◇研修計画を見直し、交通法規に精通する研修を実施する。

◇「教職員の懲戒処分の指針」の「標準的な処分量定」を研修資料として取り上げ、具体的な非違行為の内容とその顛末を理解する。

◇報告・連絡・相談がスムーズに行える風通しの良い職場環境づくりに、管理職が率先して取り組む。

(5) セルフチェックしてみましょう！

	項目	ア	イ	ウ
1	「教職員の懲戒処分の指針（標準的な処分量定）」で示された交通違反・事故をした場合の処分を理解している。			
2	速やかにその事情を校長又は教育委員会に報告しなければならない違反や事故は何かを理解している。			
3	交通三悪とは何かを理解している。			
4	日ごろから交通ルールを守り、安全運転に努めている。			
5	交通違反は、法を犯す行為であり、事故などを起こした場合は刑事罰を受け、失職することがあることを理解している。			

（ア：はい イ：どちらとも言えない ウ：いいえ）